

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	不服審査会経費	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	担当課室	企画課	中島 誠		
会計区分	一般会計	上位政策	障害者の自立支援等に必要経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者自立支援法98条第1項	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者自立支援法において、障害者が、障害程度区分認定や支給決定について不服のある場合に審査請求する機関として、都道府県に「障害者介護給付等不服審査会」が設置される。(法第98条第1項) 本事業は、障害者介護給付等不服審査会の設置運営に関する経費を補助する事業である。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○実施主体 都道府県 ○補助率 1/2					
実施状況	47都道府県において障害者介護給付等不服審査会を開催実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	37	19	15	15	15
	執行額	16	18	15		
	執行率	43%	95%	100%		
	総事業費(執行ベース)	32	37	30		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	事業開始前の交付申請において経費(報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料)の支出内訳等を確認の上、交付決定をおこない、事業終了後の実績報告により最終確認を行い、対象外経費の支出があった場合には返還の措置を講じている。				
	見直しの余地	不服審査会経費の前年度比の伸び及び直近実績を勘案し適正な予算額を確保する。				
予算・監視の効率化	障害者自立支援法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。					
補記						

厚生労働省(15百万円)

各都道府県が支出する不服審査会経費について、支出額の1/2を補助する。



A 都道府県 15百万円

H21年度
都道府県(47)交付決定上位10者
(内訳)

1	東京都	1.2百万円
2	大阪府	0.8百万円
3	三重県	0.8百万円
4	北海道	0.6百万円
5	兵庫県	0.6百万円
6	神奈川県	0.5百万円
7	熊本県	0.4百万円
8	鹿児島県	0.4百万円
9	岐阜県	0.3百万円
10	岩手県	0.3百万円

各都道府県は、不服審査会を運営するために必要な経費(報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料)を支出する。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
報酬	審査会委員報酬	0.7			
役務費	速記、郵送料	0.4			
旅費	審査会委員旅費及び調査費	0.1			
計		1.2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0